

第七十三号議案

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和四十九年東京都条例第三十号）の一部を次のように改正する。
第五条第一項に次の一号を加える。

五 子育て部分休暇

第五条第二項及び第七条第一項中「子どもの看護休暇」を「子どもの看護等休暇」に改める。

第八条第二項中「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例第八条第二項（第十三条において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(提案理由)

新たに子育て部分休暇に係る規定を設けるほか、所要の改正を行う必要がある。